

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について

1. 改正の概要

（1）「財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令」等について

企業会計基準委員会が公表した改正企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日公表）を踏まえ、財務諸表等規則等について所要の改正を行ったものです。

（2）「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正について

企業会計基準委員会が公表した以下の会計基準を、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第3項及び財務諸表等規則第1条第3項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準とします。

令和3年1月28日公表

企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」

2. パブリックコメントの結果

金融庁では、[「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」](#)等につきまして、令和3年7月7日（水）から令和3年8月6日（金）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、1先から1件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は [（別紙1）](#) を御覧ください。また、具体的な改正の内容については [（別紙2）](#) ～ [（別紙17）](#) を御参照ください。

3. 公布・施行日


財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令等は、本日付で公布・施行されます。


お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)

企画市場局企業開示課
(内線3673、3691)

- (別紙1)  [コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方](#)
- (別紙2)  [財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 \(新旧対照表\)](#)
- (別紙3)  [連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 \(新旧対照表\)](#)
- (別紙4)  [中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 \(新旧対照表\)](#)
- (別紙5)  [中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 \(新旧対照表\)](#)
- (別紙6)  [四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 \(新旧対照表\)](#)
- (別紙7)  [四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 \(新旧対照表\)](#)
- (別紙8)  [財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令 \(新旧対照表\)](#)
- (別紙9)  [附則](#)
- (別紙10)  [「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について \(財務諸表等規則ガイドライン\) \(新旧対照表\)](#)
- (別紙11)  [「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について \(連結財務諸表規則ガイドライン\) \(新旧対照表\)](#)
- (別紙12)  [「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について \(中間財務諸表等規則ガイドライン\) \(新旧対照表\)](#)
- (別紙13)  [「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について \(中間連結財務諸表規則ガイドライン\) \(新旧対照表\)](#)
- (別紙14)  [「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について \(四半期財務諸表等規則ガイドライン\) \(新旧対照表\)](#)
- (別紙15)  [「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について \(四半期連結財務諸表規則ガイドライン\) \(新旧対照表\)](#)

(別紙16)  [連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（金融庁告示）（新旧対照表）](#)

(別紙17)  [財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（金融庁告示）（新旧対照表）](#)

サイトマップ

金融
庁に
つい
て

お知
ら
せ・
広報

政
策・
審議
会等

法
令・
指針
等

アクセスF S
A
(金融庁広報誌)

利用規約・免責事項/著作権

プライバシーポリシー

ウェブアクセシビリティ

アクセス

各種情報検索サービス（EDINET等）

関連リンク

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号600001201)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000